

南郡の建設と戦国秦の貨幣制度

稲葉一郎

【要約】戦国期の秦国では献公が亡命先の魏国から帰国後、国の体質改善をはかり、その一環として貨幣経済を導入、銅銭の鑄行を模索する。孝公をへて恵文王二年には秦国独自の貨幣半兩銭を發行、半兩銭は秦国の領内に普及する。一方、白起の楚都郢の攻略、南郡の建設により黄金の流通地を領内に組み入れた結果、秦国は黄金貨幣の流通圏となり、黄金貨幣を通貨の一つに加えることになる。楚国の度量衡は鎰・兩制であったところから、楚制を受け入れた秦国の黄金の衡量には鎰・兩制が採り入れられた。司馬遷が秦の貨幣制度について「黄金は鎰を以て名づけ、上幣となす。銅銭は識して半兩と曰い、重さは其の文の如し。下幣となす」とした記事には戦国後期から統一期にかけての秦の貨幣経済の二段階の変容が反映しているのである。

史林 九〇巻二号 二〇〇七年三月

前 言

かつては戦国秦では商鞅の耕戦体制の下で抑商重農政策が推進されたので、商業活動は低調であり、貨幣経済は発達せず、貨幣制度も当時の先進諸国の水準から落後し遅れていたとされてきた。

こうした認識を一変させたのが一九八二年の四川青川県戦国墓の発掘報告である。^① その報告書において秦武王二（前三〇九）年に公布された田律を記した木牘とともに七枚の半兩銭が出土したことが明らかにされ、昭王元（前三〇六）年に副

葬されたいらしいこの半両銭は文献的には恵文王二年に発行されたとされる秦銭として位置づけられることになったからである。^②半両銭は永い間、秦朝の統一貨幣とされてきたから、戦国時代の鑄行が実証されたことはセンサーショナルな出来事であった。

実は筆者もその四年前に発表した拙稿において秦の半両銭をばいゆる統一貨幣ではなく戦国秦の貨幣とする仮説を立てていた。^③当時の学界には、解放後の、秦の半両銭の出土が陝西・四川省などの秦の故地に限定される事実から、秦帝国は統一貨幣制度を施行したものの、秦半両は帝国の銅の保有量に比べて相対的に銅の消費量が大きすぎ、これを全国に普及させるには至らなかった、換言すれば秦は貨幣政策に失敗したのだ、とする説がおこなわれており、旧稿はそれを文献的根拠から検討したものである。^④

司馬遷は秦の貨幣制度について「一国の幣を三等ニヤとなす。黄金は溢を以て名け、上幣となす。銅銭は識して半両と曰い、重さは其の文の如くし、下幣となす」と記し、班固がこれを補足して秦朝の貨幣統一の記事に仕立て上げていた。^⑤旧稿は従来、始皇帝の貨幣統一のことを認めたと理解されてきたこの『史記』平準書の記事と『漢書』食貨志下の記事・記載などを対校・検討した結果、『漢書』の記事は机上の作文であり拠るにたりないこと、『史記』の記事は戦国時代の秦国の貨幣について述べたものであることを指摘し、秦は天下統一の後、ただちに貨幣を統一したのではなく、始皇帝最後の年、すなわち始皇三十七（前二一〇）年に統一貨幣制度を公布したが、普及措置を講ずるに及ばずして、秦朝が間もなく亡んだので、この制度は結局、全国に普及しないまま漢代にもちこされたのであり、秦半両の出土が秦の故地に偏在するのはその事実を反映するものであるとしていた。

はからずも戦国半両銭の出土により、秦の下幣、すなわち半両銭の流通の実態は文献批判と出土報告により明らかになったが、しかし上幣、黄金貨幣については旧稿では史料不足および情報の不備から積極的な発言を控えざるを得なかった。小考はこの空白部分をその後得た知見などをもとに補足し、戦国秦の貨幣制度についてのより包括的な所見を提示する

ものである。

- ① 四川省博物館「青川県出土秦更修田律木牘——四川青川県戦国墓発掘簡報——」（『文物』一九八二年第一期）。
- ② 呉鎮烽「半兩錢及其相關的問題」（『陝西省考古学会第一屆論文集』考古与文物叢刊第三号、のち『中国錢幣論文集』中国金融出版社、一九八五年）。ただし秦更修田律木牘を出した器物の副葬年代については異論があり、墓中に見られる銅鼎・銅壺・陶豆の組み合わせ、戦国楚漆器、白膏泥の使用などは楚の被遷民の埋葬を裏付けており、この墓が郢都陥落後、移住させられた楚人、楚國貴人の墓であることは明らかなので、木牘・半兩錢は前二七八年以後、戦国後期の副葬であろうとする（間瀬収芳「秦帝國形成過程の一考察——四川省青川戦国墓の検討による——」（『史林』第六七巻第一号、一九八四年）。これによれば、埋葬の年代認識に三十年以上の開きがあることになるが、この間に秦錢の発行に関する史書の記載はないので、恵文王二年の半兩錢発行説を否定するものとはならないであろう）。
- ③ 「秦始皇の貨幣統」について」（『東洋史研究』第三七巻第一号、一九七八年）。
- ④ 関野雄「先秦貨幣雜考」（東京大学『東洋文化研究所紀要』第二七冊、一九六二年）、「金併考——戦国・秦漢の金貨に関する一考察」（『東洋文化研究所紀要』第五三冊、一九七二年）。
- ⑤ 「史記」と『漢書』の関連記事は以下のとおり。
- 虞夏之幣、金為三品、或黃或白或赤、或錢或布或刀或龜貝。及至秦中一国之幣為三等、黃金以溢名、為上幣。銅錢誠曰半兩、重如其文、為下幣。而珠玉龜貝銀錫之屬為器飾寶藏、不為幣。然各隨時而輕重無常。（『史記』卷三〇平準書）
 - 秦兼天下、幣為二等。黃金以溢為名、上幣。銅錢質如周錢、文曰半兩、重如其文。而珠玉龜貝銀錫之屬為器飾寶藏、不為幣、然各隨時而輕重無常。（『漢書』卷二四下食貨志下）
 - 恵文王生十九年而立、立二年、初行錢。（『史記』卷六始皇本紀）
 - 恵文王二（前三三六）年、天子賀行錢。（『史記』卷一五、六國年表）
 - 始皇三十七（前二一〇）年、復行錢。（六國年表）

一 戦国初期の秦國の經濟

近年の研究によれば、秦人はもと羌族系の狩猟牧畜の民であり、春秋期に陝西中西部に定着して農耕に従事することになったものであって、戦国初期の秦國の社會經濟は中原の諸國から大幅に立ちおかれていたとされている。当時、この國では国君の擁立は世族の手に委ねられ、政治は世族たちの持ち回りで運営されていたらしく、公（君）位も公位繼承も不安定であった。国君の繼承をさしあたり孝公の父獻公の即位に至る経過から説き起こすとすれば、以下のようなふうになる。

懐公——昭子—靈公：献公—孝公—惠文王—武王—昭襄王—孝文王—莊襄王—政

簡公—敬公—惠公—出公

献公は父靈公の公子として公位をつぐべき地位にあったが、靈公の死後、隣国魏より帰国した簡公に位を横取りされた。簡公は即位すると、側近を官吏に登用し、帯剣した吏により支配機構を固め、その財政的措置を講ずるために租を徴収するようになる。『史記』六国年表を見ると、

簡公六（前四〇九）年、初令吏帯剣。

簡公七年、初租禾。

と見える。初めて租として穀物（粟）を徴収、もっぱら地租を基礎にして財政を運営し、俸禄を実物支給した模様である。人民に田地からの収穫の一部を国に納めさせ、その財政基盤としたこと自体、一步前進したことを示す。しかし当時中原の国際情勢からみれば、秦国の実物経済主体の後進性には歴然たるものがあつたとしななければならない。当時、東隣の魏国では、貨幣経済の隆盛、単家族の普及を背景に、すでに戸賦を徴収していた。魏では社会的分業は普及し商業活動が盛んであつたので、政府は個々の家庭の貨幣所得を対象に戸賦を徴収できたのである。これをみれば秦国の経済状況・社会情勢が国際的にどのような位置にあつたかが理解されるであろう。

靈公の死後、繼ぐべき位を叔祖父の簡公に横取りされた公子連（献公）は国外に脱出。魏国で亡命生活を送っていたが、亡命生活三十年、彼は簡公・敬公・惠公以来の政治に不満をもつ国人（庶長改）らの手引きによって（魏）西河より帰国。出公を殺して即位する。即位の後は魏国での体験を後進国秦の体質改善に活かすべく、先進国魏を目標に秦國を大改造しようとしたらしい。献公が庶長改の手引きによって帰国したことは簡公以後、独自の側近政治体制をとっていたにもかかわらず、世族が勢力をもつていたことを示す。この世族の勢力をおさえ、それに代わる体制を形成することこそが献公に求められていたといえよう。されば、まず庶長体制を变革することこそが秦國を旧体制から脱皮させる道であつた。その

改造の一端が『史記』の零細な記録にうかがえる。

献公立七年、初行為市。

十年、為戸籍相伍。（『史記』秦始皇本紀）

貨幣経済を主体にした社会経済体制を秦国にも布くとすれば、何よりも人民の生活の中に貨幣経済を根づかせ、商品交換を促進する手だてを講じなければならない。献公七年の市制に関する記録はそうした商品交換を公認・制度化するものであったろう。市場の開設には市吏の配備と市税の徴収がともない、貨幣の流通が不可欠の前提となろう。^⑤ 献公七年以前に銅銭の鑄行を想定する所以である。そしてこれらの措置は国内外の通商をも活発化させることとなった。

献（公）・孝公、櫟邑に徙るや、櫟邑の北、戎翟を卻け、東のかた三晋に通じたれば、亦た大賈多し。（『史記』卷二二九貨殖列伝）
とて、三晋、魏のほか、韓・趙からも多くの大商人たちが往来し、各地の物産を流通させ、秦都櫟邑はじめ秦国の社会経済を活性化することになる。^⑥

ところで商品交換が進展すると、人口も次第に市の周辺に集まり、人口移動が従来の集落組織を乱すようになるであろうことは見やすい。^⑦ 恐らく献公の側近には魏国の社会経済の歴史に通じた実務官僚がおり、彼らの建言によって献公十年の戸籍の整備と隣保制の制定となったと考えられる。戸籍の整備が戸賦の徴収と一体であったことは、次代の孝公初期の変法において分異に従わないものから倍賦を徴収したことで証明される。^⑧ また秦国には商鞅変法以前にすでに爵制が布かれ、官爵に応じて俸給が貨幣で支給されていたことも明らかにされている。^⑨

献公の死後、子息の孝公が即位。かの賢者を求める布令を出し、その布令を見て、魏国から衛（商）鞅が秦に入り、寵臣景監を介して孝公に面会を申し出、孝公の面前で三度、講義をしたことは余りにも有名である。しかし上の献公の帰国後の体制改革の経過をみてきた今となつては、孝公の面前での講義の話はむしろ漫画的な作り話にさえ見える。ただこの説話を通して説話の作者が強調したかったことは覇道の実施者商鞅の思想の根底には王道があり、変革の究極は礼教の追

求であったことであろう。

献公が三晋、とくに魏国をモデルに体制変革に着手していたとすれば、孝公はその改革路線を継承すべく、魏国の政情に通じた人物を登用するのは当然であり、また商鞅にすれば、すでにルールは敷かれている以上、後は三晋化・魏国化の上に彼独自の理想をもちこみ推進していけばよかつたのである。^⑩ されば商鞅は秦国の体制変革の継承者であり完成者として位置づけるべきであろう。

今日では晁福林氏や吉本道雅氏のテキスト批判によって『史記』商君関係の記述内容の矛盾・不可信性が明らかにされているので、ここでの商君列伝・秦本紀からの引用は最小限度にとどめなければならぬだろう。

問題の変法の実施時期については、献公以来の改革路線を継承・発展させたにしても、これだけの大変革を一度に全面的に断行することは困難であり、やはり段階的に推進されたとみるべきであろう。孝公三年から六年頃により基礎的改革が断行され、一定の期間を措いて構造的改造が敢行されたと考えられる。

孝公末年までの体制変革の成果を整理すれば、

- ① 戸籍に基づき什伍制を布き、隣保で相互に監視する体制をとつたこと、
- ② 民戸では各戸男子は一人とし、二男以上の同居を禁じ、あえて二男以上を留めるものからは倍賦を徴収することとした、すなわち分異を奨励したこと、
- ③ 分異制の効果として、単家族の創出により徴税対象の増加、戸賦の増加をはかつたこと、
- ④ 父子兄弟の同室内息を禁止し、礼教に則らせたこと、
- ⑤ 阡陌制により田地を整理したこと、
- ⑥ 耕戦体制を布き、人民を一律に農民化し平時には農耕、有事には兵士として徴発することを制度化したこと、
- ⑦ 全人民を一律に武功爵制により二十等に秩序づけたこと、
- ⑧ 度量衡を統一し標準器を配布したこと、
- ⑨ 集落を整理して県制を布き、令・丞を派遣して中央集権化したこと、

⑩ 都を咸陽に定め、冀闕、宮廷を整備したこと、

などが挙げられる。なお史料には現れていないが官制・官僚機構の整備なども挙げられるし、献公・孝公の改革が世族、

庶長との奪権闘争であったことはいわゆる商鞅爵制がこれら貴族の特権を廃止し、軍功の有無によって秩序づけたことに示されている。^⑫

要するに人民を家族単位にばらばらに分解した上、秦国社会を改めて軍功爵制によって秩序づけ、中国の礼教にあった生活に従わせ、支配機構を整備して国家としての体制を整えたのである。

注目すべきはこの体制変革を通じて西方民族、羌族系の血を引く秦人の社会が家族形態からして徹底的に改変され礼教化される一方、経済的には耕戦体制を基調としながらも、戸賦を徴収するなどして財政的基礎を固め、人民を貨幣経済にくみこんだことであろう。戸賦の徴収はすでに秦国の財政が銭立てで運営されていたことを示すものである。

献公の二十三年、孝公の二十四年の変革の継続は後進国秦を脱皮させ、新体制を定着させるのに十分であったろう。このことは具起による楚国の体制変革が悼王の死で中断、失敗したのと対照的である。^⑬

① 佐藤長「秦王朝の系統について」(『中国古代史論考』朋友書店、二〇〇〇年)。

② 楊寬「秦献公的取得政權及其政治改革」(『戦国史』上海人民出版社、一九八〇年、第四章三)、吉本道雅「秦史研究序説」(『史林』第七八卷第三号、一九九五年)。

③ 『漢書』卷二四上、食貨志上。

④ 吉本道雅「専権の形成」(『史林』第七八卷第三号、一九九五年)、のち「中国先秦史の研究」京都大学学術出版会、二〇〇五年、第二部第四節四一―頁)は庶長改を世族より低い階層の出身とする。

⑤ 何清谷「秦幣探索」(『陝西師範大学学报』第二五卷第一期、一九九六年)。

⑥ 彭文・袁紅雷「從考古資料看秦代幣制改革及其对商品經濟的影響」(『秦文化論叢』第六輯、一九九八年)。

⑦ 楊寬「戦国史」初版(上海人民出版社、一九六一年、第五章四、九

八頁)。商鞅変法後は人民の移住は制限されたが、この時点では移住が比較的自由であったものと思われる。張金光「戸籍的變動」(『秦制研究』上海古籍出版社、二〇〇四年、第二章三)。

⑧ 晁福林「商鞅変法史事考」(『人文雜誌』一九九四年第七期)、吉本道雅「商君変法研究序説」(『史林』第八三卷第四号、二〇〇〇年)。

⑨ 朱紹侯「商鞅変法与秦国早期軍功爵制」(『零陵学院学报』二〇〇四年第五期)。

⑩ 三晋化の具体的な政策の一に阡陌制の導入がある。商鞅変法の一つ、二四〇歩一畝制はもと趙地に布かれていた田制であり、それを商鞅が秦国に適用したものであることはすでに渡辺信一郎「阡陌制論」(『東洋史研究』第四三卷第四号、一九八五年、のち「中国古社社会論」青木書店、一九八六年)により明らかにされている。

⑪ 吉本道雅「商君変法研究序説」(前掲)。

⑫ 佐竹靖彦「春秋時代から戦国時代へ——領域編成の問題——」(『中

二 献公・孝公・惠文王期の銅銭

秦国が独自の銅銭、半両銭(図9)を発行した惠文王二年といえは、商鞅の死んだ翌々(前三三六)年に当たる。惠文王は商君を殺し車裂きの刑に処したが、しかし商鞅の改革路線は継承した。とすれば、この半両銭の発行は商鞅改革路線の一環として実施したものと理解せざるをえないだろう。

一般には商鞅は耕戦体制を敷き、重農抑商政策を採って商品交換の発展を抑えたかのように理解されているが、この半両銭は秦国政府が発行したものとされており、^⑩秦国が独自の銅銭を発行するまでに流通経済体制が整備されていたのであれば、孝公Ⅱ商鞅時代には貨幣経済はかなり発達していたと見なければならぬ。

これまで秦国では半両銭よりも素朴で、しかも様式的に洗練されていない秦銭とよばれる数種類の銅銭、たとえば半兩銭(図5)、一珠重一兩十四銭(図6)、一珠重一兩十二銭(図7)、兩銜銭(図8)などが発行されており、これらが統一貨幣の前段階の銅銭として位置づけられたりしていた。しかし半両銭が惠文王二年の発行にかかるものであることが明らかになると、それらの貨幣の位置づけも当然、変わらざるを得ない。これらの銅銭は、献公が帰国して体制変革に着手し、魏国の制度を導入して以後、孝公の時代にかけて試行錯誤的に発行された貨幣ということになるであろう。なかでも半兩の二文字を刻む円孔円銭は魏国で流通していた円孔円銭「秦一釐」(図4)^②と文字を共有するところから密接な関連を想起させる。ただし半字は半両銭と共通の、秦国独自のものであるから、恐らく献公の国政改革の過程で魏銭を模して発行した貨幣なのであろう。^④

半兩銭が献公期の鑄行であるとすれば、一珠重一兩十二銭、一珠重一兩十四銭などはそれに続く鑄行が想定される。一説では、一珠重一兩の後に刻まれた十二や十四の数字を紀年と見、孝公十二年または十四年を意味するとする。^⑤しかし紀

年は孝公に限定する必要はないだろう。献公も在位は二十三年であるから、献公十二年または十四年とみることも可能である。両甬銭との関係からいえば、むしろ献公十二年または十四年の鑄行と理解すべきであろう。^⑥

両甬銭については方孔円銭のかたちを取り周郭をもつこと、半両銭とともに出土することからして、孝公時代の鑄行、半両銭鑄行前の銅銭として位置づけられよう。^⑦ 両甬の甬については、錙の省文であるとすれば、『淮南子』説山訓に、

千金の璧あるも、錙錘の礫諸なし（高誘注して……六銖を錙と曰い、八銖を錘と曰う）。（『淮南子』卷一六説山訓）

とあり、六銖は錙であるから、両甬で十二銖、すなわち半両となる。^⑧ 『商君書』のなかでしばしば言及される「銭」はこの円銭を指すものと思われる。^⑨

半両銭については、一九五四年に発掘された四川巴県の戦国船棺葬墓、一九七二年発掘の四川郫县紅光公社の戦国土坑墓^⑩から出土したことがあり、あるいは半両銭は戦国時代の貨幣ではないかという疑問がもたれていた。それを決定づけたのが一九八〇年の四川青川県郝家坪五〇号墓の発掘である。この墓から秦武王一（前三〇九）年公布の田律木牘とともに七枚の半両銭が出土したことから、恵文王二年発行の秦銭^⑪こそは半両銭であることが明らかになったのである。^⑫

ただしこれらの銅銭の発行を以て秦の貨幣制度は恵文王のときに定まったとするのは正しくないだろう。なぜなら秦の貨幣制度として知られているのは黄金と銅銭の二本立てであり、銅銭は恵文王期に制定されたにしても、黄金はまだいわゆる上幣として定められてはいなかったと見られるからである。

黄金が貨幣として制度上、定着するのは秦が黄金の産地・流通圏である楚国の一部、それも旧楚国の中心部を南郡として支配下に入れてからのことであろう。

- ① 王毓銓「鑄銭権」（我国古代貨幣的起源和发展）科学出版社、一九五七年、第九章、九七頁）は、恵文王二年の行銭を、半両銭とする認識はもっていないが、政府の専鑄としていた。

- ② 裴錫圭「戦国貨幣考」（北京大学学报）一九七八年第二期、のち

『裴錫圭自選集』大象出版社、一九九四年）は半貫銭の先行者とされる秦貨一銖と類似の円銭に秦垣一銖があり、この円銭は上郡の属地秦垣で鑄造されたものであり、秦垣は当時魏地に属したとする。

- ③ 『中国錢幣大辭典（先秦編）』（中華書局、一九九六年、金属鑄幣、

六一五(六頁)は戦国中晩期に魏国で鑄行されたものとする。

- ④ 王裕興「先秦半兩始鑄時間試考」(『中國錢幣』一九九一年第三期)、
『中國古代鑄幣』(吉林大學出版社、一九九八年、九五頁)。

- ⑤ 朱活「古錢新典」(三秦出版社、一九九四年、上、九二頁)、黃錫全

- 「圓錢」(『先秦貨幣通論』紫禁城出版社、二〇〇一年、第六章)。

- ⑥ 錢文の読み方については、ほかに重一兩十二珠と読むものがある。
秦宝璜「遺篋録」に蟻鼻錢とともに重十二朱(錢)が出土したとする
報告があり、これを基準にすれば、重一兩云々と読むことも可能であ
らう。

水出泰弘「戦国秦の「重一兩十二(十四)一珠」錢について——主
として睡虎地秦簡による——」(中央大學『アジア史研究』第七号、

- 一九八三年)、朱活「秦錢考略」(『古錢新探』(齊魯書社、一九八四年)。

- ⑦ 「中國錢幣大辭典(先秦編)」(同上、金屬鑄幣、六一三頁)は一九

- 五五年、四川巴県の戦国晩期墓から半兩錢とともに出土したとする。

- ⑧ 張頌「古幣文編」(中華書局、一九八六年)、二二四頁、李如森「圓

- 錢」(『中國古代鑄幣』吉林大學出版社、一九九八年)九六頁。

- ⑨ 「商君書」徠民第一五には、

三 白起の南郡建設

周知のように戦国中期以後の政局は合従と連衡の繰り返しによって展開し、前三世紀に入ると、次第に二極化の様相を呈するに至っていた。前二八八年(秦昭王十九年、斉湣王三六年)における秦王と斉王の西帝・東帝の僭称などは、秦国と斉国とが国際情勢の二極化をすすめたことをつたえたことを示す。

こうした戦国の政局に決定的な転換をもたらしたのは前二八四年、燕昭王を盟主に、楽毅を上將軍とする秦・楚・三晋の変則的な六カ国の同盟軍が東方の強国斉を強襲、征服、占領してこれを郡県化したことにある。

今臣之所言、民無一日之繇、官無數錢之費、其弱晋強秦、有過三戰之勝、而王猶以為不可、則臣愚不能知已。

と見え、外内第三にも、

其農貧而商富、故其食賤者錢重、食賤則農貧、錢重則商富、末事不禁、則技巧之人利、而游食者衆之謂也。

とある。

- ⑩ 沈仲常・王家祐「記四川巴県冬笋出土的古印及古貨幣」(『考古通訊』一九五五年第六期)。

- ⑪ 四川省博物館「四川郫縣紅光公社出土戰國銅幣」(『文物』一九七六年第一〇期)、朱活「秦國圓錢」(『古錢新探』山東大學出版社、一九九二年)。

- ⑫ 「史記」秦始皇本紀には「惠文王十九年而立、立二年、初行錢」と見え、六國年表の秦の惠文王二年の欄には「天子賀行錢」とある。

- ⑬ 四川省博物館「青川県出土秦更修田律木牘——四川青川県戦国墓発掘簡報——」(『文物』一九八二年第二期)、吳鎮烽「半兩錢及其相關的問題」(前掲)。

実はこの六カ国同盟の盟主、燕昭王にはその三十年前、前三一四年、燕国の内乱に乗じて斉国に侵略され、燕王噲および宰相子之を殺され国土を占領された上、徹底的に略奪された苦い経験があった。燕は独立を回復した後、太子平が即位して昭王となり、かの郭隗らを用いて国の復興を謀り、斉国への報復の機会を狙っていた。あたかも斉が前二八六年、西隣の旧国宋を滅ぼして、軍事力と国力、民力に多大の消耗をしたのを知ると、その機会をとらえて急遽、同盟軍を結成し、三十年來の宿願を果たしたのである。^①

六カ国は、斉国制圧後は同盟を解いてもとの対立・抗争関係にもどったが、独り燕軍のみは五年間にわたり斉国の占領を続けた。そして燕昭王の死、恵王による樂毅の上將軍解任を機に斉国のレジスタンスが高揚。田單の燕軍駆逐により斉国は独立を回復する。^②しかし独立は回復したものの、その後の斉国は昔日の国勢・国威を取り戻すことはなかった。

かくて斉が没落した結果、秦と比肩しうる国は南方の楚国のみとなった。斉国が独立を回復した前二七九年、秦は前年まで趙国の攻略に当たっていた白起をば、趙と講和させた上で呼び戻し、一転して南方、楚国の攻略に向かわせた。秦は前年、司馬錯に水軍を率いて楚國を西方、長江上流から攻撃させていたが、この年、突如、北方から攻撃を加えたのである。白起の率いる秦の大軍は漢水上流から楚国内に攻め込み、副都の郢（湖北宣城）を水攻めにして楚國の数十万の大軍を滅ぼした。『水経注』沔水の条には、

昔、白起、楚を攻め、西山の長谷水を引き、（中略）水、城西より城東に灌ぎ、入注して淵と為す。今の射斗陂、是なり。水、城の東北角を潰り、百姓の水流に隨い城東に死する者数十万なれば、城東皆な臭し。因て其の陂を名けて臭池と為す。後人、其の渠流に因りて以て陂田を結ぶ。（『水経注』卷二八沔水「夷水又東注于沔」）

と見える。西山の長谷水はいわゆる壘水。「後人因其渠流、以結陂田」とあるのからすると、白起は郢の西に渠、すなわち水路を築き、壘水（西山長谷水）の水を引いて郢城に注ぎ込み、城内を水没させたものである。恐らく秦軍が郢の城壁を包圍して楚軍数十万を封じこめ、城中に閉じこめたまま水攻めにしたものと思われる。やがて城内に注がれた積水は城

の東北角を破り、数十万の死骸もろとも城東に奔流して臭池を造ったとある。今日、宜城東南七・五^キ杆に残高二米〜四米、東面二〇〇〇米、南面一五〇〇米、西面一八四〇米、北面一〇八〇米の、ほぼ長方形の城垣があり、鄢城址にあてられている。^④

ついで白起は翌、前二七八年には鄢城から陸路を南下して、前年大軍を失った楚軍を圧倒し、都の鄢（江陵）を占領、楚王の祖廟を焼き払い、夷陵、すなわち先王の陵墓を破壊し、東は竟陵（湖北潜江）、南は洞庭湖周辺の地を占領し、湖北省西部と湖南省北部にいたる地域に南郡を置いたのである。

さらに翌、前二七七年には蜀郡守張若の率いる秦軍一万艘の大船団が長江を下って巫郡・黔中郡を占領、南郡の西に隣接する地域をも秦の領有とした。このあたりの事情について秦本紀の昭王三十年の条は、

（昭王）三十年、蜀守（張）若、楚を伐ち巫郡を取り、及び江南に黔中郡を為る。（『史記』秦本紀）
とし、『華陽国志』は、

（周赧王）七年、司馬錯、巴蜀衆十万を率い、大船船万艘、米六百万斛もて江に浮びて楚を伐ち、商於の地を取り黔中郡と為す。
（『華陽国志』卷二蜀志）

という。『華陽国志』の紀年に混乱があり、兩記述に大船団の統率者があるいは張若あるいは司馬錯とする違いがあるが、古代史家楊寬氏は張若を採り、周赧王七年を前二七七年のこととしている。^⑤黔中郡には銅鉱が多くかつ産金地でもあったから、ここを支配下に収めたことの意義は大きい。^⑥

かくて都の鄢をふくむ、国の心臓部を占領されて南郡を設置され、かつその西隣の巫郡・黔中郡をも失った楚国は一挙に弱小国に転落し、以後は秦の侵攻を避けて都を転々と移す不安定な国家に落ちぶれる。

白起は楚を攻略して鄢や鄧を占領すると、そこに罪人や秦民、三晋の占領地の住民を移住させてそれぞれの県を充たしたり、新県に充当した。そのことは近年発掘された戦国末期墓・秦墓の墓葬の様子（長方形土・堅穴・無墓道・薄葬）や出

土物が証明している。^⑧ただし新領土を獲得した秦国はそこに直ちに安定した支配を確立できたわけではない。新属領地では騒擾・反乱がしばしば起こり社会不安がつづいた。秦王政の時代になっても政情不安の続いていたことが知られている。^⑨ところで南郡の置かれた土地は楚国の政治の中心地であると同時に経済の中心地でもあった。楚国の都郢の繁華はとくに有名であり、当時の山東、斉国の都臨淄とならぶ繁栄ぶりが伝えられている。

桓譚の新論に曰く、楚の郢都、車は轂を掛け、民は肩を靡し、市路に相交る。号して朝に衣、新たなるも、暮には衣、弊ると為す、と。〔太平御覧〕巻七七六車部五轂）

と。かの臨淄の市街では行き交う車が轂を引っかけあい、行き交う人の袂が連なつて幕状になり、人々の汗が雨のように降るとされたが、この楚都郢では朝におろし立ての服を着て出かけても、暮れにはぼろぼろの状態で帰つてくるといい、郢都市街の雑踏のすさまじさを印象づける。『漢書』巻二八地理志下の風俗報告を見ると、

楚に江・漢、川沢山林の饒あり。（中略）江陵は故の郢都にして、西は巫・巴に通じ、東に雲夢の饒あり、亦た一都会なり。（『漢書』巻二八地理志下）

とあり、郢都は上流の巴・蜀から長江の水運で運ばれてきた物資、西北方の漢中あるいは北方の河南より漢水を南下し郢（宜城）をへて運搬されてきた商品、東方に広がる雲夢沢からの物産、さらには湘水を北上してきた商品の集散地であり、まさしく楚地の一都会であったから、その市場の繁昌ぶりもさてこそと思われる。

一体、楚国ではすでに春秋中期には政府が鑄銭権をにぎり銅銭の軽重を操作しただけでなく、金貨・銀貨をも鑄行して商品交換の便宜をはかる一方、商人を優遇し、商業活動に制約を加えなかつたので商工業が栄えた。各地・各国から原材料が運び込まれ、楚国からは加工製品が輸出されていたとされる。^⑩とくに当時、中原の黄河流域の国々ではきわめて貴重であった黄金がここでは日常的に通貨として使用されていたことは銘記されるべきであろう。^⑪

この地方が春秋・戦国期から漢代にかけて黄金の産地であり流通地であったことは『管子』や『韓非子』、『塩鉄論』の

記述によって立証されるだけでなく、解放後、出土した金幣、すなわち金餅と金版が蓄積されるにつれて、金幣の主たる流通圏であつたこと、産金地は長江の南にあつたことなどが今日、具体的に明らかにされている。

かくて秦は、南郡を置き楚国の中心部を領有した結果、金幣の流通圏にどつぷり浸かり、金幣の市場に組み込まれることになつたのである。秦国が金幣を貨幣制度に取り込み、上幣として位置づけるのは南郡の建設から遠くない時期であろう。ただし楚国では金幣のほかに銀布(図24)の流れをくむ銅布、すなわち重量三〇〜三七瓦の大布(図25)と八・五瓦前後の小布(図26・27)および銅貝の後継者、三三瓦前後の有文銅貝、いわゆる蟻鼻錢(図28・29)があり、併用され広汎に使用されていた。^⑦しかし秦国では貨幣経済がそれほど盛んでなかつたためか、二種類の貨幣で十分と考えたのであろう。銅錢としては半兩錢がすでに定着しており、ほかに金幣だけを採り入れたものと思われる。

秦国で金幣と半兩錢の二本立ての貨幣制度が施行され、やがて漢帝国の統一貨幣制度に継承される歴史的経緯は上のように理解される。

① 「史記」卷三四燕世家および卷八〇樂毅列伝。

② 「史記」卷八二田単列伝。

③ 「史記」秦本紀の秦昭王二十七年の条を見ると、

又使司馬錯発隴西、因蜀攻楚黔中拔之。

とみえる。

④ 高介華・劉玉堂「楚国別都」(「楚国的城市与建築」湖北教育出版社、一九九六年、第四章)。

⑤ 楊寬「戦国史」(上海人民出版社、一九八〇年)三五三頁注①②参照。

⑥ 趙炳清「楚、秦黔中郡略論——兼論屈原之卒年——」(「中国歴史地理論叢」二〇〇六年第三期)。

⑦ 「史記」秦本紀昭王三十八年の条には、

大良造白起攻楚、取鄢鄧。赦罪人遷之。と見える。

⑧ 間瀬取芳「秦帝国形成過程の一考察」(前掲)、陳振裕「試論湖北地区秦墓年代分期」(「江漢考古」一九九一年第二期)および黃尚明「湖北襄樊市区附近的秦移民遺存探討」(「考古与文物」二〇〇六年第一期)など参照。

⑨ 饒宗頤「出土資料から見た秦代の文学」(「東方学」第五四輯、一九七七年)、拙稿「秦始皇の巡狩と刻石」(「書論」第二五号、一九八九年)。

⑩ 「史記」卷六九蘇秦列伝には、
臨甯甚富而実、其民無不吹竽鼓瑟、彈琴擊筑、鬪雞走狗、六博蹋鞠者。臨甯之塗、車轂擊、人肩摩、連衽成帷、拳袂成幕、揮汗成雨、

家殷人足、志高氣揚。

と見える。

⑪ 郭仁成「楚國商業初探」（『江漢論壇』一九八四年第五期）および劉玉堂「楚國商人社会地位散論」（『江漢論壇』一九九四年第九期）。

⑫ 黄金貨幣が日常的に使用されていたことを示すのは郭建邦「河南襄城出土一批古代金幣」（『文物』一九八九年第一〇期）である。さまざまな形の馬蹄金をはじめ、分割して使用すべく切り目を入れた金版、方印二分の一個分に分割された金版、同じくその一個分、二個分、あるいは方印一三個を捺した半円形のもの（金餅？）まで、当時の使用状況を彷彿させるものがある。これらの形状を見れば、個体として、あるいは秤量貨幣として金幣が使用されていた様子が窺える。これら金幣を収蔵していた陶罐の出土状況からして戦国晩期の埋蔵が推測されており、馬蹄金の鑄行を、漢武帝以後ではなく、戦国期とする黄盛璋の分析結果（本節注⑩および次節注⑥）を裏付けるものである。

なお彭信威「中国貨幣史」（上海人民出版社、一九六五年、六七頁）をはじめとして張維待・胡曉曼「試論金版与金餅的幾個問題」（『文物』一九八五年第一二期）など、貨幣学者の中にはこれら黄金を貨幣とみなすことに異議をとなえる者がいるが、于中航・賀伝芬「戦国金幣小議」（『中国錢幣』一九九九年第二期）は価値尺度と支払手段の両機能を備えている点をあげて論駁している。

⑬ 春秋戦国期に関しては「管子」軽重乙に揆度の語として「金出於汝漢之右衛」と見え、戦国末には「韓非子」卷九内儲説上に「荆南之地、麗水之中生金、人多窃采金。采金之禁、得而輒取、罪磔於市、甚衆」と

あり、荆南の産金地では禁をやぶって采金する者の多かつたことになっている。漢代に入っても『塩鉄論』力耕第二に「汝漢之金」の語があり、この地が産金地として広く知られていたことがわかる。

⑭ 安志敏「金版与金餅——楚漢金幣及其有關問題——」（『考古學報』一九七三年第二期）、趙德馨「楚國金幣流通地域的考察」（『江漢考古』一九八五年第三期）。

⑮ 趙德馨「楚國金屬貨幣的幣財」（『江漢論壇』一九八四年第二期）。長沙簡牘博物館館長宋少華氏のご教示によれば、長沙の南、郴に産金地があったとのことである。

⑯ この銀幣について郝本性・郝万章「河南扶溝古城村出土楚金銀幣」（『文物』一九八〇年第一〇期）は一八枚の鐘形の銀幣が金版とともに出土したことから楚國の貨幣としたが、その後、黄盛璋「盱眙出土銅器金器及相關問題考弁」（『文物』一九八四年第一〇期）などにより楚國のものではなく三晋のものと結論づけられている。しかし金版と出土したことから楚地の貨幣と緊密な関係にあったはずであり、銅布（施茭当折など）はこの銀幣の流れをくむ貨幣と考えられる。蔡運章「楚國銀幣試探」（『楚文化研究論文集』中州書畫社、一九八三年）、趙德馨「銀幣」（『楚國的貨幣』湖北教育出版社、一九九六年、第六章）参照。

⑰ 王毓銘「楚國的貨幣——爰金・蟻鼻錢——」（『我國古代貨幣的起源和發展』前掲、第八章）、李家浩「試論戰國時期楚國的貨幣」（『考古』一九七三年第三期）、黄錫金「楚幣新探」（『中国錢幣』一九九四年第二期、のち『先秦貨幣研究』中華書局、二〇〇一年）。

四 秦国の貨幣制度

かつて筆者は拙稿（前掲）において一般に秦の貨幣統一のことを述べたとされる『史記』平準書の末尾の記事、すなわち、

及至秦中一国之幣為二等、黄金以鎰名、为上幣、銅錢識曰半兩、重如其文、為下幣。而珠玉龜貝銀錫之屬、為器飾宝藏、不為幣。然各隨時而輕重無常。

なる記述をば、秦朝の貨幣制度について述べたものではなく、戦国秦の貨幣制度について触れたものであるとした。それは第一には冒頭の句を一般に「秦に至るに及んで、一国の幣を中かちて三（二）等となす」と読むことの無理なことと統一帝国の制度を論じるのに一国という表現は相応しくないと考えたこと、第二には秦朝の度量衡制度の体系には鎰はなく、石・斤・兩・銖であり、統一度量衡制にない鎰を用いた記録は秦朝の制度の記述として受け容れがたいからであった。司馬遷が秦国時代の貨幣に関する記録を秘府から探し出して平準書の末尾に付け加えたのではないか、と考えたのである。ではこの記事はかりに戦国秦の貨幣制度のことにふれたものだとして、一体、戦国のどの時点の記録なのであるか。ここでの問題の鍵は重量単位の鎰にあることはいうまでもない。一般に古代中国（秦漢）の重量単位の体系は一銖・（二四銖）一兩・（二六兩）一斤であり、鎰は黄金の重量名称とされ一鎰は二四兩（または二〇兩）とされる。かりに一鎰が二四兩とすれば三八四瓦となり、一説にいう一鎰二〇兩ならば三二〇瓦となる。しかしながら解放後、中国で出土し集積されてきた黄金貨幣、金餅の重量は平均して二四〇瓦から二六〇瓦の範囲内にある。これらの数値が平準書にいう「黄金は鎰を以て名づく」という文言に合わないことはいうまでもない。では平準書の記述に錯誤があるのだろうか。

ここで注目しなければならないのが戦国楚の度量衡制である。この楚国の度量衡制に関しては最近、黄錫全「試説楚国黄金貨幣称量单位『半鎰』」が重要な発言をしている。黄氏は出土した楚の砝碼の分銅の一つに刻まれた難読の二文字を

「間鎰」と読み、これが「半鎰」を意味することを明らかにした上で、『包山楚簡』を精査して黄金の重量の記録に「斤」字が見えない事実を指摘し、これは偶然的現象ではなく、楚国の度量衡が鎰・兩制であったからであるとしている。そして楚国の砵碼では一銖は〇・六九瓦、一兩は一五・五瓦、一鎰は二五一・三瓦であったことを明らかにしている。これまで黄金貨幣に関する報告では、楚国領域から出土する金餅が二五〇瓦から二六〇瓦前後であることをすべて一斤と評価してきたが、黄氏のいうように一鎰が二五一・三瓦であれば、これら金餅もすべて一鎰と評価すべきものであることになる。ちなみに秦銅權八四件の実測平均値から得られた秦の衡制は

一斤^①＝一六兩＝二五〇瓦／一兩＝二四朱＝一五・六瓦／一朱＝〇・六五瓦

であるとされている。^④これらによれば、一斤＝二五〇瓦と一鎰＝二五一・三瓦とは一・三瓦の違いはあるものの、当時の金貨の秤量の実際からして斤と鎰との誤差は殆ど無視できる範囲のものであつたらう。^⑤とすれば平準書に「黄金は鎰を以て名づけ、銅銭は半兩と識す」というのは正に楚国の黄金の計量単位と秦の銅銭の名とを併せ記録したものと考えることができる。この認識をもとに上の平準書の記事を眺めるならば、これは楚国の黄金に関する度量衡が秦国で流用されていた時代の記事と理解せざるを得ない。そして歴史的に見て、それが現実に起こり得た時期は白起が南郡を建設し、ここを政治経済の基地にした時期を措いてほかには考えられないであろう。

当時の黄金の流通形態については、重さ一鎰（二五一・三瓦）の、餅形に鑄成された金塊（金餅）（図20）または馬蹄形に成形された金塊（馬蹄金）（図18・19）^⑥と約一兩四方の枠の中に右左横並びに郢苻^⑦または陳苻などの文字を刻印（一印当たり約一兩、一六瓦）した金の薄い延べ板（金版）（図21・22）、すなわち一鎰の金塊と一兩の刻印をもつ金の延べ板に分かれるが、前者は個体で、後者は必要に応じて切り取られる秤量貨幣として使用されたことがわかる。ただし金餅のなかには裁断されたものや一部切り取られたものがあり、金餅も秤量貨幣として用いられることがあつたらしい。平準書には「黄金は鎰を以て名づけ、上幣とす」としか記録されていないが、楚国での黄金貨幣の流通の実態からして、秦国でも秤量貨幣

金版の使用も認められていたに違いない。秦都咸陽で出土した金餅の中に金版の印（陳箠）が捺されたもの（図23）のあることはそのことを裏書きするものである。

上のように見てくると、戦国秦では、恵文王二（前三三〇）年に半両銭が銅銭として発行され、その六十年後には金幣が上幣として加えられ、前二七〇年代以後、半両銭と金幣の二本立ての貨幣制度が実施されたものと考えられる。

銅銭と金幣の価値関係については漢代の貨幣制度が参考にならう。最近の研究によれば、漢朝の貨幣制度では、黄金と銅銭の交換比価は一斤一万銭に固定されていたのではなく、銅銭を価値尺度とする実勢価格によつて測定され、五千銭から一万銭の間で推移していたとされる。張家山漢簡『算数書』では一両を三一五銭に換算しているところからすれば、当時は一斤は五千銭に評価されていたものとみられる。金版の一片（二両）も同じ扱いを受けたと考えられよう。戦国秦で黄金と銅銭の二本立ての貨幣制度が制定された時点での黄金と銅銭の比価もこれに類するものであつたらう。

また戦国秦では貨幣経済・商品交換は一般的原則的にはこの黄金と銅銭を媒介に行われた。しかし商品交換がすべてこれらの貨幣の媒介で行われていたか、といえば、必ずしもそのようには行われなかつた、というべきであらう。

農村地帯では、貨幣経済は後代でも都市部に比べて低調だが、戦国秦では商品交換は一般的に物々交換が多きを占め、農村地帯の市場では銅銭と布とが併用されていたと考えられる。『睡虎地秦簡』秦律十八種「金布律」には銅銭と布の交換比価が記録されている。そこでは良質の布、長さ八尺（二八四匁）、幅二尺五寸（五八匁）を一布とし、銅銭十一（銭）に相当（換算）するものと規定されている。^①この場合、布は正式に貨幣として位置づけられ、評価されていたことはいうまでもない。これによれば、農民たちは、とくに銅銭や金幣を所有していなくとも、規格にあつた布さえあれば、商品交換に参加できたことがわかる。

そして秦での貨幣の流通状態は、

官府の銭を受くる者は、千銭もて一畚とし、丞・令の印を以て印す。千に盈たざる者も亦た之に封印す。銭は善不善、雑え之を実

す。（中略）百姓の市用の錢は、美惡、之を雜え、敢て異とする勿れ。（『睡虎地秦墓竹簡』秦律十八種「金布律」）

とあり、流通している銅錢に関しては、いわゆる選錢（えりぜに）が禁止され、半兩錢以外の円錢、例えば齊地の隘化錢（図16）など、も含めて大小さまざまな銅錢（図9・16）がすべて等価値のものとして授受されていた^⑩。ある意味ではおろかな取引が行われていたともいえるし、貨幣經濟を浸透させるためには子細なことにこだわらせないよう、政治指導（強制流通）が行われていた、とも理解される^⑪。

秦は東方経略の過程で、当然のことながら、系統の異なる通貨の流通圏をも支配下におさめていくことになるが、それらの地域では秦の貨幣制度に対応した措置が講じられる。たとえば布貨の流通圏では錢面に一兩または十二朱の文字を刻んだり（図35・36）、二銖または一銖、半銖の文字を鑄込んで（図30・31・32）半兩錢との価値関係を明確にし、蟻鼻錢の流通圏では重十二朱の文字を刻んだ方孔円錢（図17）を発行して対応したらしい^⑫。こうした各地での秦錢への対応が功を奏したのか、布貨や刀貨、円錢の間に一定の兌換率が生まれ、市場に広く受け入れられていた模様である。そのためもあってか、秦の支配下ではさまざまな銅貨が商取引に併用されていた^⑬。強制流通に加えて各地での秦錢との交流を睨んだ取り組みが雑多な通貨の併用を可能にしたのであろう。秦の貨幣統一が始皇帝三十七年まで持ち越されるのはそのような事情が作用していたものと考えられる^⑭。

① 通行本『史記』は三に作るが、梁玉繩『史記志疑』に従い二に改む。

② 『漢書』卷三〇芸文志序の如淳注には劉歆七略を引いて「外則有太

常・太史・博士之藏、内則有延閣・広内・秘室之府」とあり、何清谷『三輔黄図校注』（三秦出版社、一九九五年、卷六）によれば、未央宮の北に天祿閣・石渠閣・麒麟閣などのあったことが指摘されている。司馬遷は自身の詰める太常・太史所藏の文献やこれら秘府の藏書を捜

査したものと思われる。

③ 「試説楚國黄金貨幣称量單位『半鎰』」（『江漢考古』二〇〇〇年第

一期、『古文字研究』第三輯、二〇〇〇年、のち『先秦貨幣研究』前掲）。

かつて林巳奈夫「戦国時代の重量單位」（『史林』第五一卷第一号、一九六八年）は長沙戦国墓出土の分銅のうち、第二番目の一二四・三七瓦のもの（半鎰）に刻された二文字の一つが読めないことからこの分銅の單位名称の字解を保留されたが、黄錫金はこれを「閭鎰」と読み、半鎰、すなわち鎰の二分の一と解し、そこから一鎰すなわち約二五〇瓦の認識を得た。林氏は後代の記述、臣瓚と韋昭を拠り所に一金

一斤一鎰の等式をたてておられたが、結論としては正しかったわけである。

なお黄氏と同じ結論はすでに后徳俊「関于楚国黄金貨幣称量的補充研究——從楚墓出土的三組有銘青銅徒碼談起」(『中国錢幣』一九九七年第一期) や于中航・賀伝芬「戰國金幣小議」(前掲) が提示しているが、明快さと説得力において「間鎰」の解明から議論を展開した黄説に一日の長があるように思われる。

- ④ 丘光明「試論戰國衡制」(『考古』一九八二年第五期)。参考までに黄錫全「楚國貨幣的兌換關係」(『先秦貨幣通論』紫禁城出版社、二〇〇一年、第七章第六節、三八六頁) より楚國衡制の名称關係を提示すれば、

一石 \parallel 四鈞 \parallel 一鈞 \parallel 三〇鎰 \parallel 一鎰 \parallel 二間(半)鎰 \parallel 一六兩 \parallel 一閏鎰 \parallel 八兩 \parallel 一兩 \parallel 二四銖 \parallel 一銖 \parallel 一〇・六五瓦

となる。

- ⑤ 高至喜「湖南楚墓中出土の天平与砝碼」(『考古』一九七二年第四期)。

- ⑥ 黄盛璋「関于圓餅金幣若干問題新考」(『考古与文物』一九八四年第六期) および「関于馬蹄金、麟趾金的定名、時代与源流」(『中国錢幣論文集』中国金融出版社、一九八五年)、「新出戰國金銀器銘文研究(三題)」(『古文字研究』第二二輯、一九八五年)は馬蹄形の金塊は漢武帝が制定したのではなく、戰國時代の流通であることを論証している。

- ⑦ 林巴奈夫「戰國時代の重量單位」(前掲)は從來、(等)と誤読されてきた金版の文字を(簪)と読むよう提言している。

- ⑧ 柿沼陽平「秦漢時代における物価制度と貨幣経済の構造」(『史観』第一五五冊、二〇〇六年)は漢代の黄金の価値は五〇四〇錢から九八〇〇錢の間で変動していたとされる。ここでは概数值を紹介する。

- ⑨ 『張家山漢墓竹簡』(『二四七号墓』)(文物出版社、二〇〇一年、「算数書」第四六簡、二五五頁)。

- ⑩ 維雷「秦代貨幣考」(『中国錢幣』一九八九年第一期)。

- ⑪ 睡虎地秦墓竹簡整理小組「睡虎地秦墓竹簡」(文物出版社、一九七八年) 秦律十八種「金布律」には、

布袤八尺、幅広二尺五寸。布惡、其広袤不如式者、不行。金布

あるいは、
錢十一当一布。其出入錢以当金布、以律。金布
と見える。

- ⑫ 陳尊祥・路遠「首帕張堡審藏秦錢清理報告」(『中国錢幣』一九八七年第三期)は一九六二年に陝西省長安阜章曲鄉首帕張堡から出土した陶釜にあたかも「睡虎地秦簡」金布律の記事を裏付けるかのように千枚の円錢が収蔵されていたことを報告している。千枚の内訳は半兩錢九九七枚、兩銜錢一枚、臚化錢一枚であり、銅錢が千錢一番のかたちで収納されていたことが確認され、しかも他地域(齊)の通貨も半兩錢と同じ扱ひを受けていたことが明らかとなった。

なお内蒙古赤峰地区新窩舖村で発掘された陶罐には方足布二四五枚、尖足布二枚、刀布六枚、一刀錢三三五枚とともに半兩錢一枚が収納されていた事実が報告されている(項春松「内蒙古赤峰地区発現的戰國錢幣」『考古』一九八四年第一期)。これは首帕張堡とは対照的な事例であり、半兩錢と各地の通貨が混用されていたことを示すものである。

- ⑬ 水出泰弘「戰國秦の「重二兩十二(十四)一銖」錢について——主として睡虎地秦簡による——」(前掲)。

- ⑭ 秦宝璋「遺篋録」卷三下には徐州南城外で出土した甕の中に蟻鼻錢と方孔円錢、重十二朱錢が混在していたことが報告されている。この重十二朱錢は蟻鼻錢の流通地で秦錢との交流を意識して鑄行されたもの

のと考えられる。

⑮ さまざまな通貨が併用されていたことを如実に示すのは秦都咸陽故城の窖址から出土した各種の破片を含む銅幣群である。刀貨あり布貨あり蟻鼻銭ありで、一つの窖址にこれらが雑然と埋蔵されていたこと

余 論

は、秦都咸陽にこれらが流入し広汎に商取引に活用されていたことを物語る（陝西省博物館文管会勘査小組「秦都咸陽故城窖址發現窖址和銅器」『考古』一九七四年第一期）。
⑯ 拙稿「秦始皇の貨幣統一について」（前掲）。

秦国は献公の時代に魏国をモデルに体制変革に着手し、次の孝公の時、商鞅を用いて変法を推進したことは上述の通りだが、貨幣制度に関しては次の恵文王二年に、それまでに発行した各種の秦銭に代えて、銅銭の半兩銭を発行、これが流通していた。やがてこの銅銭の流通圏に南郡からの黄金が流入したのである。当然のことながら、秦国の貨幣制度は黄金と銅銭の二本立てにならざるを得ない。黄金を珍重はしていても、貨幣として用いることを知らなかった土地では、その秤量単位ももとの流通圏の単位名称が仮に通行することになるのは自然の成り行きであろう。かくて戦国秦の貨幣制度には暫定的に楚制を借用して鎰・兩制が行われることとなったのであろう。

秦制を継承し、貨幣制度を制度として確立した漢代になってはじめて衡量制と貨幣制との制度的整合性をはかられ、斤・兩制となる。司馬遷が平準書で利用した資料こそはまさしく統一以前の秦の貨幣制度の実態を反映したものだものである。

ところで秦が楚国の中心地を占領し、金幣の流通圏を手に入れたことは、思わぬところで絶大な効果を現すことになる。それは六国併合の過程で黄金を用いた、いわゆる賄賂作戦が可能になったことである。戦国中期以降、秦国の東方侵略を阻止しようとして六国の合従が結ばれる一方、それを崩そうとして連衡が結成され、合従・連衡の繰り返しで戦国の攻防が展開したことは周知の通りだが、秦が百年の攻防を制して天下を統一することが可能になったのはこの南北同盟を封じること成功したからにはかならない。その経過について秦始皇本紀は次のように云う。

大梁の人尉繚、来りて秦王に説きて曰く、秦の彊きを以てすれば、諸侯は譬うるに郡県の君の如し。臣、但だ諸侯、合従し、翕りて不意に出づるを恐る。此れ乃ち智伯・夫差・湣王之亡びし所以なればなり。願くは大王、財物を愛しむなく、其の豪臣に賂して以て其の謀を乱さば、三十万金を亡うに過ぎずして、則ち諸侯は尽す可し。(中略)秦王(中略)卒に其の計策を用い、而て李斯、事を用う。(『史記』卷六秦始皇本紀)

と。すでに天下に共主なく、一流国家に落ちぶれた六国を前に手を拱いていた呂不韋が失脚した後、秦王政(始皇帝)は、魏人尉繚を登用し、彼の主張を容れて、莫大な経費を要する大軍の派遣に代えていわゆる賂賂作戦を展開する。戦争を防止するために要路者に賂賂を贈ること自体はすでに春秋時代にも広くおこなわれていた戦略の一つであり、決して特異なものではない^②。しかし巨額の黄金を用いて反秦感情を薄れさせ、統一戦争の遂行に役立てたところにその歴史的意義がある。

ここで尉繚は軽く三十万金というが、かりに一金を一万錢とすれば、三十万金はすなわち約三十億錢であり、後の漢朝の国家財政収入の四分の三に当たる^③。この場合、機密費であるから王の私財政(少府)に属するものであろうが、いとも簡単にいつてのけているあたりには当時の秦国の財政の豊かさがかがえる。

尉繚自身は提案の後、間もなく秦王政の下から遁走したが、その賂賂作戦は李斯によって着実に推進される。『史記』卷八七李斯列伝によれば、

秦王に説きて曰く、(中略)今、諸侯の秦に服うこと、譬うるに郡県の若し。夫れ秦の疆、大王の賢を以てすれば、由お竈上の騷除のごとく、以て諸侯を滅ぼし、帝業を成し、天下の一統を為すに足る。此れ万世の一時なり。今、怠りて急に就さず、諸侯、復た彊く、相聚りて約従すれば、黄帝の賢ありと雖も、并す能わざらん、と。秦王、乃ち斯を拜して長史と為し、其の計を聴き、陰に謀士を遣し金玉を齎持して以て諸侯に游説せしむ。諸侯の名士の、下すに財を以てす可き者は厚く之に遺結し、肯ぜざる者は利剣もて之を刺し、其の君臣の計を離す。秦王、乃ち其の良将をして其の後に随わしむ。

と見える^⑤。この賄賂作戦に用いられた三十万金は、南郡から豊富な黄金を吸い上げていた秦国にとってはさしたる額ではなかったに違いない。しかし秦ほど黄金の恵みを受けなかった諸国の大臣たちにはその価値と魅力は絶大であり、彼らの心を掴むには十分であった。それまで合従策の支持者だった各国の大臣たちは、秦国の間者・スパイから多額の金幣を受け取るや、合従に消極的となり、以後、共同して秦に対抗することがなくなった。具体的には、

乃ち万金を資し、東のかた韓・魏に遊び其の将相に入らしめ、北のかた燕・趙に遊んで李牧を殺さしむ。齊王入朝するや、四国畢く従うは頓子の説なり。（『戦国策』卷六秦策四）

とあり、注釈家諸祖耿は、この記事を始皇十年、太后の幽閉を解く前のこととする。とすれば呂不韋の失脚、尉繚の提案の後、間もなく賄賂作戦が開始されたことになる。

むしろ賄賂作戦によつて合従が一举に霧消したわけではなかったようであり、同じく『戦国策』秦策では荆・齊・燕・代の四国が同盟して最後の反抗に出ようとする動きがあり、そのことが秦廷の議題にのぼったが、この時は姚賈の「賈、願くは四国に出使し、必ず其の謀を絶ちて其の兵を安んぜん」なる申し出をうけ、

乃ち車百乘、金千斤を賈い、衣るに其の衣を以い、冠するに其の冠を以い、帯るに其剣を以う。姚賈辞行するや、其の謀を絶ち其の兵を止め、之と交を為し、以て秦に報ゆ。（『戦国策』卷七秦策五）

とて、姚賈の働きで合従の策動を潰している。

この賄賂作戦の影響を最も強くうけたのは齊国であつたらしく、『史記』田敬仲完世家には、

秦王政立つや、（中略）后勝、斉に相たり、多く秦の間金を受け、多く賓客をして秦に入らしむれば、秦も又た多く金を客に予う。

皆な反間と為り、王に従を去り秦に朝せんことを勧め、攻戦の備を脩めず、五国の秦を攻むるを助けず。秦、故を以て五国を滅すを得。五国、已に亡び、秦兵、卒に臨淄に入る。民の敢て格う者なし。王建、遂に降り、共に遷さる。（『史記』卷四六田敬仲完世家）

とあり、齊では宰相后勝が秦の賄賂を受けて五国を支援せず、秦軍侵攻への備えもしなかったとしている。

いかに秦の軍事力が強大で他国を圧倒していたにせよ、複数の国々が共同して立ち向かえば、秦軍としても簡単に撃破することは難しい。賄賂作戦によりこの共同作戦をとれなくしたことが六国の敗亡、六国の併合をもたらしたのである。

秦軍が前二三一年、韓国に侵攻、その西南部に南陽郡を設置し、翌年にはその東部を占領、韓国を滅ぼし潁川郡を置いて以来、各国を各個撃破できたのも六国で合従が結成されなかつたからであり、かくて足かけ十年で六国の併合、天下の統一が完成する。その意味では白起の楚都鄢の占領と南郡の設置は、秦國に黄金と銅銭の二本立ての貨幣制度をもたらしただけでなく、その天下統一作戦を政治経済的側面から支援する道を開いたともいえるのである。

① 春秋戦国期の秦國では宗廟や宮殿の礼器、裝飾に黄金製品が用いられ、黄金製造手工業の突出していたことが知られている。張天恩「秦器三論——益門春秋墓幾個問題淺談——」(《文物》一九九三年第一期)、王學理・尚志儒・呼林貴「黄金業」(《秦物質文化史》三秦出版社、一九九四年、第二章三)、ロータール・フォン・ファルケンハウゼン、吉本道雅(訳)「周文化圏内部における民族的差異」(《周代中國の社会考古学》、京都大学学術出版会、二〇〇六年、第五章)などを参照。

② 李海勇「略論春秋諸侯國間的納賂受賂現象」(《江漢論壇》二〇〇二年第三期)。
戦国期に入ってからでも、「趙孝武王賜虞卿黄金百溢」(虞卿列伝)、「齊襄王賜范雎金十斤」(范雎列伝)、「趙王以黄金千溢付蘇秦以約諸侯」(蘇秦列伝)、「秦行金万斤于魏、以毀信陵君」(魏公子列伝)などに見える。

③ 加藤繁「漢代に於ける国家財政と帝室財政との區別並びに帝室財政一斑」(《東洋学報》第八卷第一号・第九卷第一・二号、一九一八・一九四年、のち「支那經濟史考証」(上) 東洋文庫、一九四二年)。

④ 越智重明「秦の国家財政制度」(九州大学東洋史論集)一五、一九八六年、のち「戦國秦漢史研究1」中国書店、一九八八年)。
賄賂作戦については李斯の獄中上書にも、

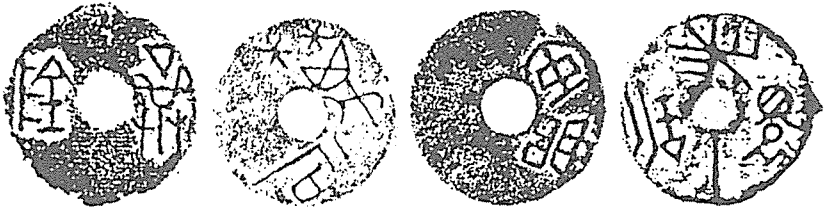
先王之時、秦地不過千里、兵數十万。臣尽薄才、謹奉法令、陰行謀臣、資之金玉、使游說諸侯、陰脩甲兵、飾政教、官鬪士、尊功臣、盛其爵祿。故終以脅韓弱魏、破燕・趙、夷齊・楚、卒兼六國虜其王。(《史記》卷八七李斯列伝)
とて、六國を滅ぼす手だてとして賄賂作戦を展開したことを自身の功績の一つに数えている。

⑥ 諸祖耿「戦國策集注彙考」(江蘇古籍出版社、一九八五年、卷六秦四)。

⑦ 四國について諸祖耿「戦國策集注彙考」(前掲、卷七秦五)は高誘の説として燕・趙・呉・楚を、鮑彪の説として荆・齊・燕・代をあげ、この事件を始皇十四年のこととする。

⑧ 陳守亭「秦派說客分赴各國」(李斯相秦之研究) 蘭臺出版社、一九九四年、第三章第三節)。

- 【圖版出所一覽】
- 1・2 『中国古錢譜』一一七頁。
3・4 李如森『中国古代鑄幣』一〇九頁。
5 『中国錢幣大辭典（先秦編）』六一三頁。
6・7 関野雄『中国考古学研究』四一一頁。
8 『中国古錢譜』一一七頁。
9・10 『中国錢幣』一九八九年一期。
11・12・13・14・15 『洛陽錢幣發現与研究』一一〇頁。
16 『中国錢幣大辭典（先秦編）』六一六頁。
17 『中国考古学研究』四一〇頁。
18 『始皇帝と彩色兵馬俑展図録』一一三頁。
19 同一一三頁。
20 同一一一頁。
- 21 『中国錢幣』一九八三年二期。
22 『文物』一九七二年一期圖版八。
23 『始皇帝と彩色兵馬俑展図録』九三頁。
24 『中国錢幣大辭典（先秦編）』二九頁。
25 同二八五頁。
26・27 同二七六頁。
28・29 『中国古錢譜』一一四頁。
30・31 『中国錢幣大辭典（先秦編）』二二三頁。
32 同二四頁。
33・34 同三六九頁。
35 同三八二頁。
36 同三八三頁。

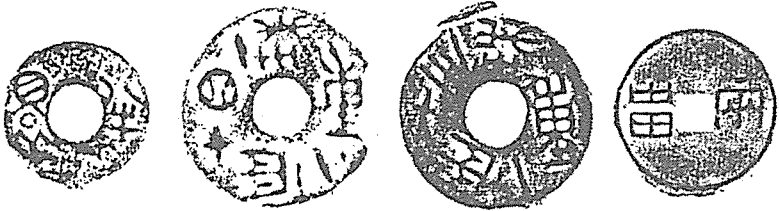


1

2

3

4

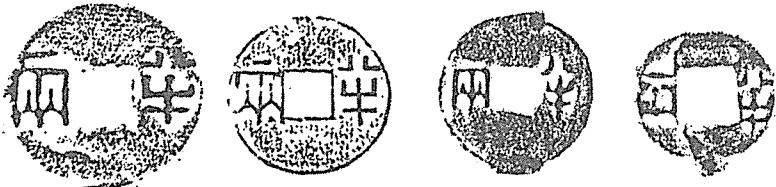


5

6

7

8

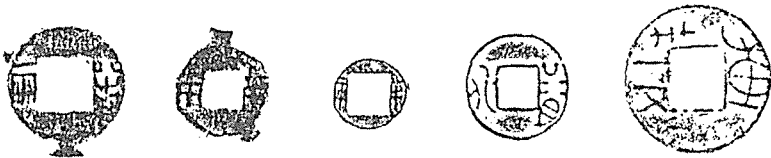


9

10

11

12



13

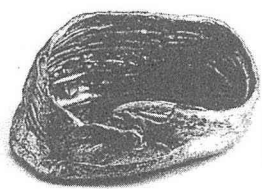
14

15

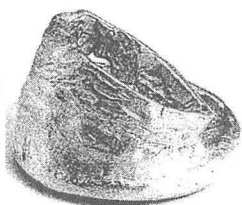
16

17

〔図Ⅱ〕



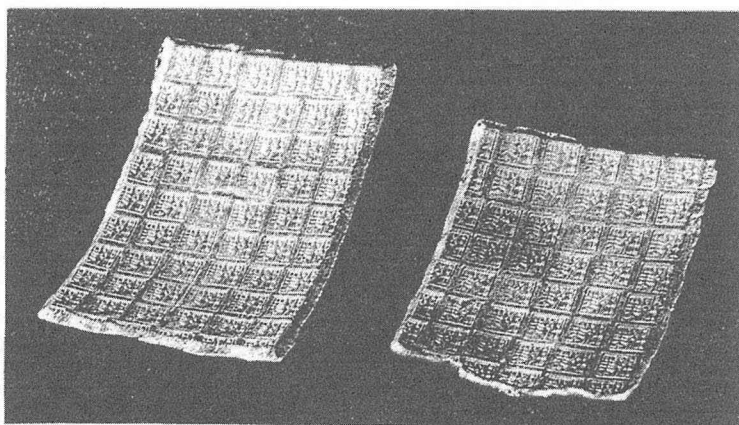
18



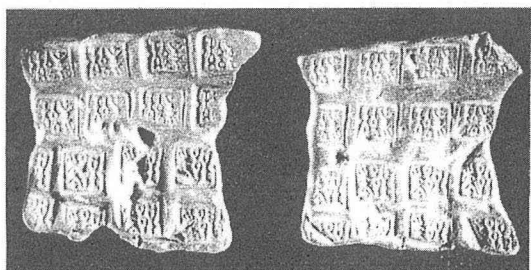
19



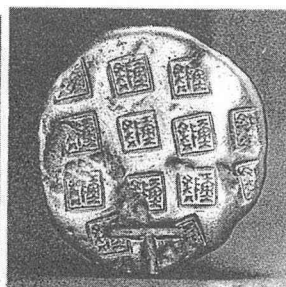
20



21



22



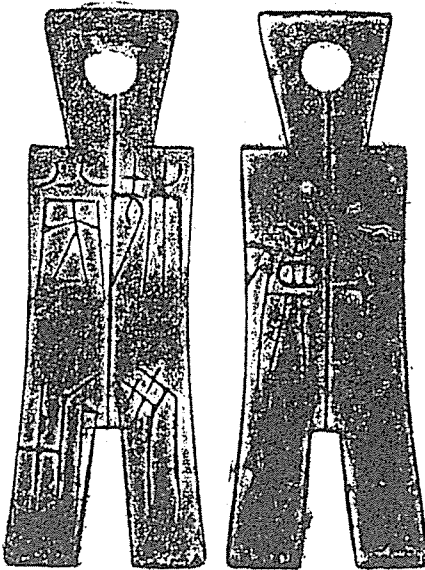
23



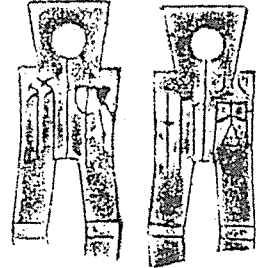
24



26



25



27

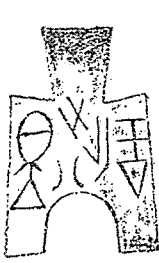


28

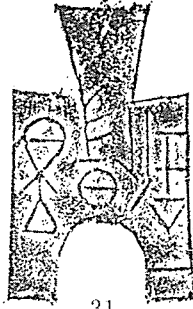


29

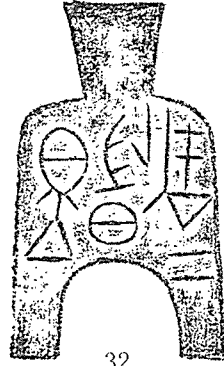
[図IV]



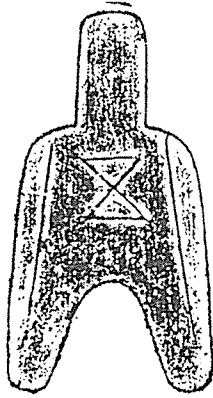
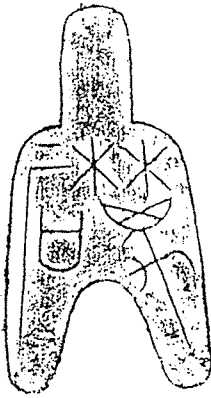
30



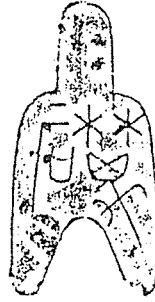
31



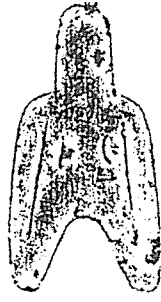
32



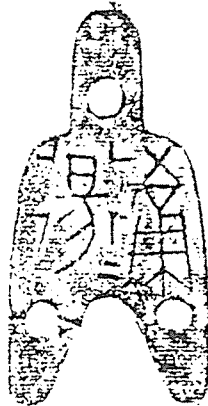
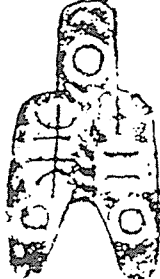
33



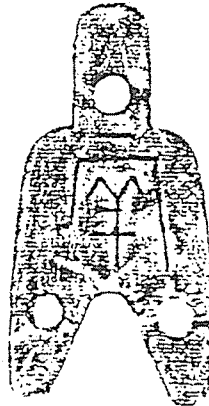
34



35



36



The Establishment of Nan Commandery and the Qin Monetary System of the Warring States Period

by

INABA Ichiro

The “Treatise on the Balanced Standard” (Pingzhunshu) in the *Records of the Grand Historian (Shiji)* records that the monetary system of the Qin dynasty was a dual one based on gold and copper coinage, that gold was measured in units of weight known as *yi*, and that copper *banliang* coins circulated. However, the inconsistency of the system has been pointed out due to the fact that the *yi* unit of weight for gold did not appear in the Qin’s standardized system of weights and measures. Also in regard to copper coins, the absence of a uniform standardized currency has been pointed out due to the fact that the *banliang* coins have been excavated chiefly from the Qin homeland of Shanxi and Sichuan. On the basis of these facts, I theorized in 1978 that the text described the Qin system during the Warring States period and not the standardized monetary system of the Qin Empire. As regards the copper coins, a recognition that *banliang* coins had become the established currency in the second year of the reign of King Huiwen (336 BCE) has become the scholarly consensus as a result of the report of the excavation of *banliang* coins together with wooden tablets of the land regulations from a Qin-era tomb in Qingchuan county, Sichuan, in 1982, but the matter of gold remained a mystery. This mystery, however, was clarified in 2001 when a Chinese numismatist pointed out that the *yi* was a unit of the state of Chu and that it was nearly the same weight, 250 grams, of the Qin catty, *jin*. Previously, as the *yi* had mistakenly been calculated at 320 grams and the gold coin of the Qin was 250 grams and the weight and numerical value had not corresponded, scholars claimed the description in the “Treatise on the Balanced Standard” was overly abstruse or mistaken, but with this new knowledge, it became clear that the one-*jin* gold coin that circulated in the Qin was actually the one-*yi* gold coin.

Gold had from the first been prized in Qin and was employed for ornament and ritual implements, but gold coins were not utilized as currency. The use of gold coins in Qin was profoundly related to the broad-scale occupation of the heartland of the neighboring state Chu, including the capital Ying, and establishment of Nan commandery in 277 BC, when territory in which gold coins circulated came under

Qin jurisdiction. The Qin state adopted the one-yi gold coins of Chu that flowed in from Nan commandery as their own currency and thus established a dual currency using them along with their own banliang coppers.

Those items of the Qin Empire that could be uniformly standardized in short order — characters, laws, weights and measures, and axle lengths — were standardized when the realm was unified in 221 BC, but the currency and thinking of people could not be standardized immediately due to circumstances despite apparent attempts to control them when circumstances permitted. The currency was only standardized in the final year of Shihuangdi's reign, 210 BC. However, the emperor fell ill and died while on an imperial progress. Before measures to propagate the system could be taken, the empire sank into chaos and collapsed, and thus the implementation of a standardized uniform system of currency was left to the following Han dynasty.

The form of the Qin currency system described by Sima Qian in the "Treatise on the Balanced Standard" was borne from the process of unification during the Warring States period and it can be termed a part of the system that failed to take root as a standardized system.

Following Qin's capture of Nan commandery where gold was produced and circulated, the gold coins that flowed into the state were put to use in international politics. Gold was sent to the ministers of various states in a campaign of bribery, designed to suppress the confederation of Six Northern and Southern Kingdoms in the east, which were one by one attacked and conquered. A mere ten years after beginning the wars of unification, the realm was pacified.

The establishment of Nan commandery not only brought about the addition of gold coins to the Qin monetary system but also played a dual historical role in the sense that coins from Nan commandery were used to fund the campaign of bribery.

The Legal Culture of the City of Toulouse and the Compilation of Cartularies in the High Middle Ages

by

ZUSHI Nobutada

This study aims to consider the roll of documents in the legal culture of Toulouse, a city in southwest France, by reexamining the cartularies of Toulouse